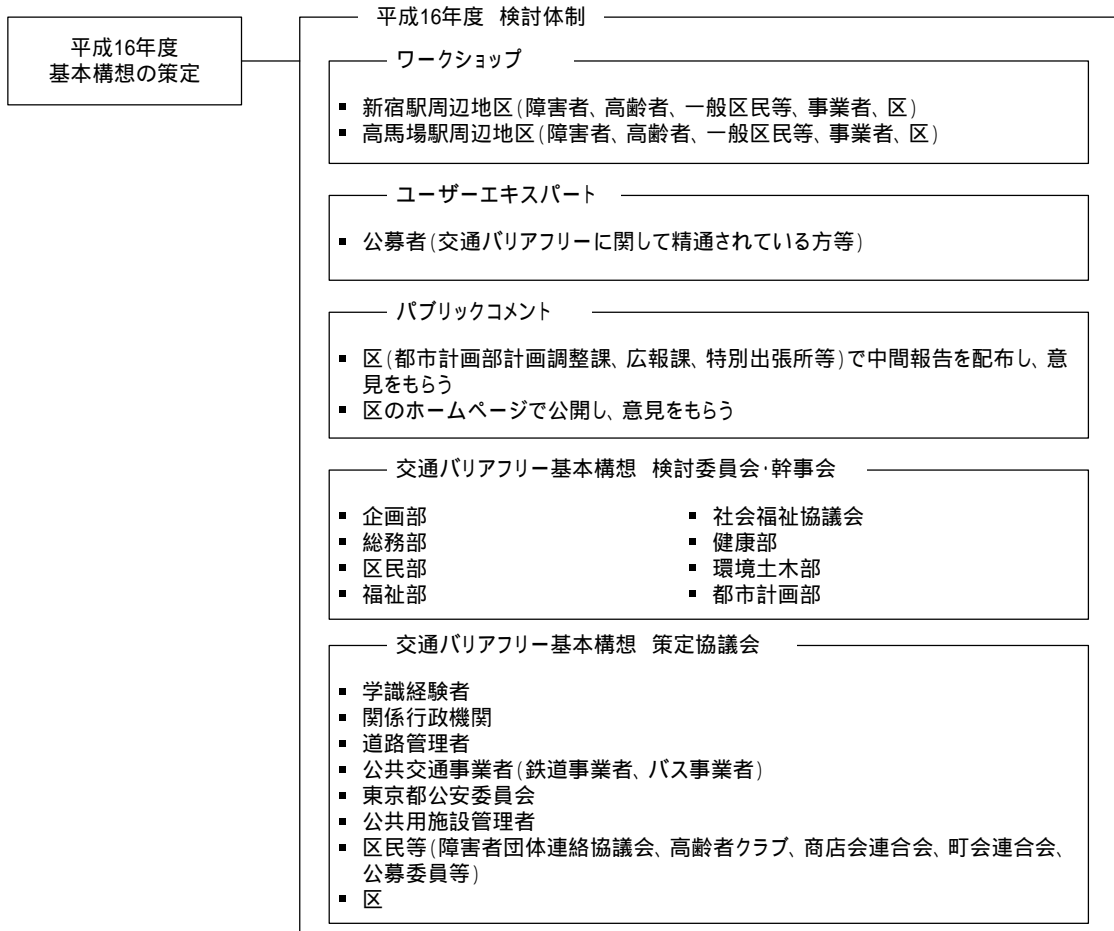
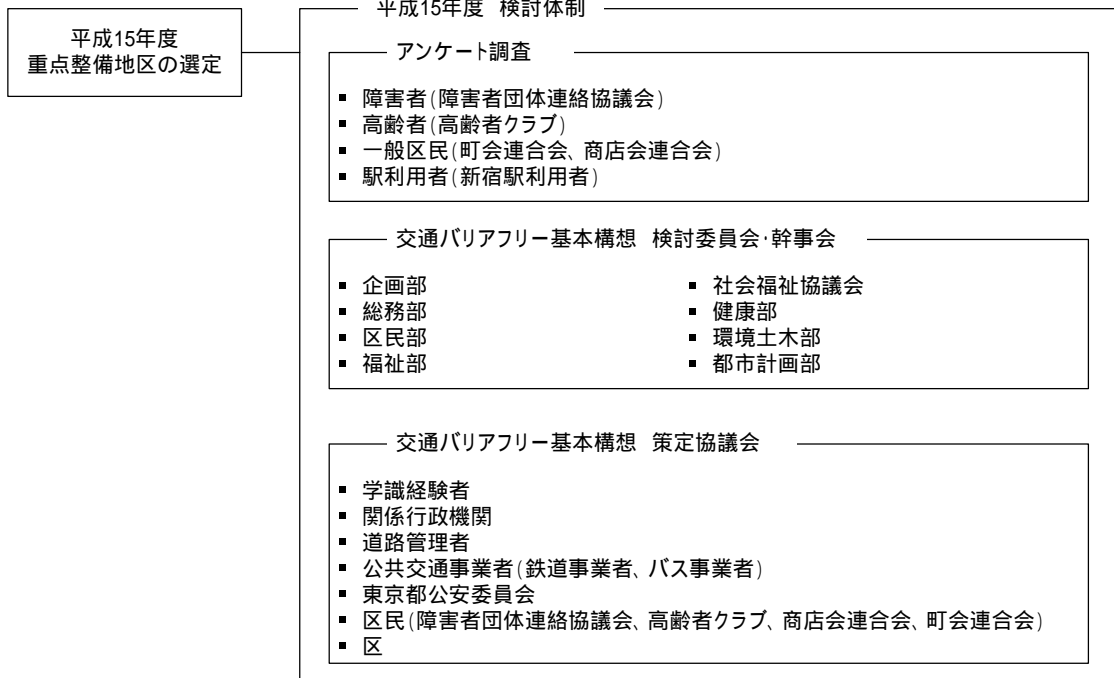


付属資料 1. 新宿区交通バリアフリー基本構想策定体制の検討体制

(1) 検討体制

新宿区交通バリアフリー基本構想 策定の検討体制



(2) 新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱及び委員名簿

1) 新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づく、重点整備地区及び当該重点整備地区における新宿区交通バリアフリー基本構想について協議等を行うことを目的として、新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関すること。
- (2) 整備方針に関すること。
- (3) 整備プログラムに関すること。
- (4) その他交通バリアフリー基本構想に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、区長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(開催)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたる時は、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を新宿区都市計画部計画調整課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において協議し、会長が決定する。

附則1 この要綱は、平成15年12月11日から施行する。

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命される協議会の委員の任期は、当該委嘱又は任命の日から平成16年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

2) 新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿 (平成 15 年度)

区 分	所 属	氏 名	備 考	
学識経験者	東京都立大学大学院教授 (会長)	秋山 哲男		
	東京都老人総合研究所研究員 (副会長)	北川 博巳		
関係行政機関	国土交通省総合政策局交通消費者行政課交通バリアフリー対策室長	小澤 一男	バザール参加	
	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課長	大内 恒三		
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局企画課長	矢野 和義		
	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	藤井 寛行		
道路管理者	国土交通省東京国道事務所交通対策課長	乙守 和人		
	東京都第三建設事務所補修課長	関谷 英夫		
公 共 通 事 業 者	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社企画室企画調整課長	本間 博	
		東京都交通局電車部事業改善担当課長	太田 博	
		東京都交通局建設工務部計画改良課長	野崎 誠貴	
		営団地下鉄垂直移動設備整備プロジェクトチーム担当課長	佐藤 高	
		西武鉄道(株)管理本部企画部次長兼企画課長	茂出木 正和	
		小田急電鉄(株)交通企画部プロジェクトマネジャー	抱山 博之	
		京王電鉄(株)鉄道事業本部企画担当課長	高山 恒明	
	バス事業者等	東京都交通局自動車部計画課事業改善担当副参事	丸山 忍	
		(社)東京バス協会常務理事	織田 守	
		(社)東京乗用旅客自動車協会新宿支部長	高野 公秀	
東京都公安委員会	警視庁交通部交通規制課管理官	宮本 之夫		
	警視庁交通部交通管制課管理官	伊藤 賢次		
区 民	新宿区障害者団体連絡協議会	今西 正義		
	新宿区障害者団体連絡協議会	時任 基清		
	新宿区高齢者クラブ連合会会長	鳥海 俊		
	新宿区商店会連合会副会長	矢澤 四郎		
	新宿区町会連合会理事	寺内 昭一		
区	新宿区都市計画部長	河村 茂		
	新宿区都市計画部計画調整課長	鴨川 邦洋		
	新宿区福祉部長	布施 一郎		
	新宿区福祉部障害者福祉課長	赤羽 憲子		
	新宿区高齢者福祉推進室高齢者サービス課長	河原 眞二		
	新宿区環境土木部長	野口 則行		
	新宿区環境土木部道とみどりの課長	野崎 清次		
	新宿区区民部地域振興課長	猿橋 敏雄		

新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会名簿（平成16年度）

区 分	所 属		備 考		
学識経験者	東京都立大学大学院教授（会長）	秋山 哲男			
	東京都老人総合研究所研究員（副会長）	北川 博巳			
関係行政機関	国土交通省総合政策局交通消費者行政課交通バリアフリー対策室長	小澤 一男	オブザーバー参加		
	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課長	大内 恒三			
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局企画課長	山岸 賢三			
	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	藤井 寛行			
道路管理者	国土交通省東京国道事務所交通対策課長	乙守 和人			
	東京都第三建設事務所補修課長	関谷 英夫			
公 共 交 通 事 業 者	鉄道 事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社企画室企画調整課長	本間 博		
		東京都交通局電車部副参事（事業改善担当）	坂田 直明		
		東京都交通局建設工務部計画改良課長	野崎 誠貴		
		東京地下鉄(株)垂直移動設備整備プロジェクトチーム担当課長	佐藤 高		
		西武鉄道(株)管理本部企画部次長	茂出木 正和	H16.4.1~6.28	
		西武鉄道(株)管理本部企画部課長	高木 克典	H16.6.29~	
		小田急電鉄(株)交通企画部課長	抱山 洋之		
		京王電鉄(株)鉄道事業本部企画担当課長	高山 恒明		
	バス事 業者等	東京都交通局自動車部事業改善担当副参事	福田 知司		
		(社)東京バス協会常務理事	平林 光政		
		京王バス東(株)営業部営業第一担当課長	清水 貴之	H16.4.1~6.28	
		京王バス東(株)営業部営業第一担当課長	河内 成利	H16.6.29~	
		関東バス(株)業務部主任	若山 忍		
		小田急バス(株)運輸部次長兼計画課長	井出 和郎		
		西武バス(株)運輸事業本部運輸部計画担当次長	神山 理一		
		ケイビーバス(株)運輸部長	武田 勉		
		東京空港交通(株)管理・計画部計画課長	坂田 顕久		
		(社)東京乗用旅客自動車協会新宿支部長	高野 公秀		
		東京都公安委員会	警視庁交通部交通規制課調査担当	今村 武司	H16.4.1~9.5
			警視庁交通部交通規制課副主幹	椎名 康雄	H16.9.6~
警視庁交通部交通管制課副主幹	根本 弘幸				
警視庁新宿警察署交通課長	新田 秀実				
警視庁四谷警察署交通課長	和田 幸夫				
警視庁戸塚警察署交通課長	草木 静則				
公共用施設管理者	新宿地下駐車場(株)常務取締役総務部長	今須 哲郎			

区 民 等	新宿区障害者団体連絡協議会	今西 正義	
	新宿区障害者団体連絡協議会	時任 基清	
	新宿区障害者団体連絡協議会	天方 宏純	
	新宿区障害者団体連絡協議会	平賀 美智子	
	新宿区障害者団体連絡協議会	荒明 肇	
	新宿区高齢者クラブ連合会会長	世継 信一	
	新宿区商店会連合会新宿大通商店街振興組合会長	岩澤 忠重	
	新宿区商店会連合会高田馬場宮田商店会会長	橋本 三吉	
	新宿区町会連合会理事	寺内 昭一	
	新宿区町会連合会高田馬場三丁目北町会会長	古沢 謙次	
	高田馬場駅及びその周辺に関するバリアフリー化に関する地域会議	飯田 幹夫	
	女性委員	牧垣 尋子	
	公募委員	瀧野 嘉津子	
	公募委員	日坂 かよ子	
区	新宿区都市計画部長	河村 茂	
	新宿区都市計画部計画調整課長	鴨川 邦洋	
	新宿区福祉部長	布施 一郎	
	新宿区福祉部障害者福祉課長	菅波 健	
	新宿区健康部高齢者サービス課長	河原 眞二	
	新宿区環境土木部長	野口 則行	H16.4.1~12.7
	新宿区環境土木部長	石川 進	H16.12.8~
	新宿区環境土木部道とみどりの課長	野崎 清次	
	新宿区区民部地域振興課長	猿橋 敏雄	H16.4.1~12.7
	新宿区区民部地域振興課長	野口 則行	H16.12.8~

(3) 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱及び委員名簿

1) 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会 設置要綱

新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号、通称交通バリアフリー法)に基づき作成する新宿区交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という)について検討することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域
- (2) 重点整備地区における交通バリアフリー化に関する基本的な方針
- (3) 交通バリアフリー化のために実施すべき特定事業等に関する事項
- (4) 前号に規定する事業と合わせて実施する市街地再開発事業等に関し交通バリアフリー化のために考慮すべき事項
- (5) その他交通バリアフリー化に関し、委員会が必要と認めるもの

(委員会)

第3条 委員会は別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 幹事会は、委員会に下命された事項について調査検討する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成するほか、幹事長が認めた場合、必要に応じてそれ以外の臨時幹事を置くことができる。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 幹事会は、必要があると認めたときは、職員により構成される分科会を設置することができる。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を都市計画部計画調整課施設計画係内に置く。

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する事項、その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月14日から施行する。

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

2) 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会 委員名簿

新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会名簿（平成 15 年度）

別表 1 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会	
委員長	○副委員長
企画部長	
総務部長	
区民部長	
○福祉部長	
社会福祉協議会担当部長	
高齢者福祉推進室長	
環境土木部長	
都市計画部長	

別表 2 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会幹事会	
幹事長	○副幹事長
企画部企画課長	
総務部総務課長	
区民部地域振興課長	
福祉部管理課長	
○ 障害者福祉課長	
高齢者福祉推進室高齢者サービス課長	
環境土木部管理課長	
道とみどりの課長	
土木課長	
都市計画部計画調整課長	
まちづくり課長	
建築課長	
営繕課長	

事務局	都市計画部計画調整課施設計画係
-----	-----------------

新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会名簿（平成 16 年度）

別表 1 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会

委員長	○副委員長
企画部長	
総務部長	
区民部長	
○福祉部長	
社会福祉協議会担当部長	
健康部長	
環境土木部長	
都市計画部長	

別表 2 新宿区交通バリアフリー基本構想検討委員会幹事会

幹事長	○副幹事長
企画部企画課長	
総務部総務課長	
区民部地域振興課長	
戸塚特別出張所長	
角筈特別出張所長	
福祉部管理課長	
○ 障害者福祉課長	
健康部高齢者サービス課長	
環境土木部管理課長	
道とみどりの課長	
土木課長	
都市計画部計画調整課長	
まちづくり課長	
建築課長	
営繕課長	

事務局	都市計画部計画調整課施設計画係
-----	-----------------

(4) 新宿駅周辺地区ワークショップ名簿

・区民等参加者（順不同）

今西正義、高井昭佳、深谷昇、瀧野嘉津子、町田広男、岩澤忠重、比嘉強、塚越久美子、荒明肇、木村八千代、寺内昭一、松井俊次、滝沢一馬、鶴岡栄子、鈴木丈晴、中村寛一、世継信一、松橋勇人、坂野雅彦、山元文、柏崎利孝、平賀美智子

・関係機関

行政、道路管理者、公共交通事業者、警察等

・区

・コンサルタント

新宿駅周辺地区ワークショップにおいては、A班～D班の4班に分かれ、駅及び駅周辺について、バリアフリー点検を実施し、改善策等の検討事項について整理を行った。

(5) 新宿駅周辺地区ユーザーエキスパート名簿

・ユーザーエキスパート

瀧野嘉津子：協議会委員

松井 俊次：NPO 法人トータル・アクセス・サポートセンターインストラクター

荒明 肇：新宿ろう者協会 会長

町田 広男：会社員（ワークショップ参加者）

星野 近人：バリアフリー関連団体職員

清水 孝彰：会社員（交通関係の市民団体でバリアフリー関連の研究・活動を継続して実施、千代田区ワークショップ参画・事業計画策定に関与）

(6) 高田馬場駅周辺地区ワークショップ名簿

・区民等参加者（順不同）

今西正義、山元文、柏崎利孝、瀧野嘉津子、宇野隆之、町田広男、橋本三吉、日坂かよ子、関典子、高井昭佳、塚越久美子、平賀美智子、中村泰子、海上富雄、是澤優、牧垣尋子、古沢謙次、飯田幹夫

・関係機関

行政、道路管理者、公共交通事業者、警察等

・区

・コンサルタント

高田馬場駅周辺地区ワークショップにおいては、A、B班の2班に分かれ、駅及び駅周辺について、バリアフリー点検を実施し、改善策等の検討事項について整理を行った。